

治療と仕事の両立が 当たり前の社会に!

時代ではない。
働く人も、企業も
病気で仕事を諦める

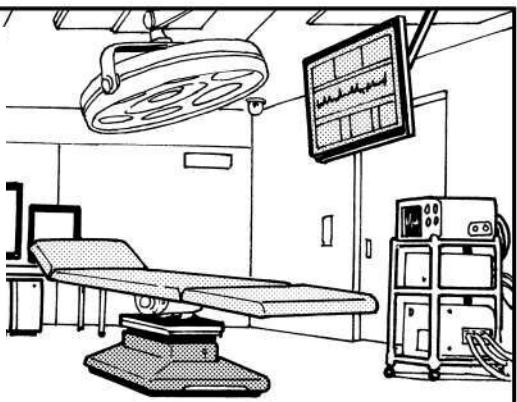
治療と仕事の
両立支援

アラクジック
篇



©Tezuka Productions

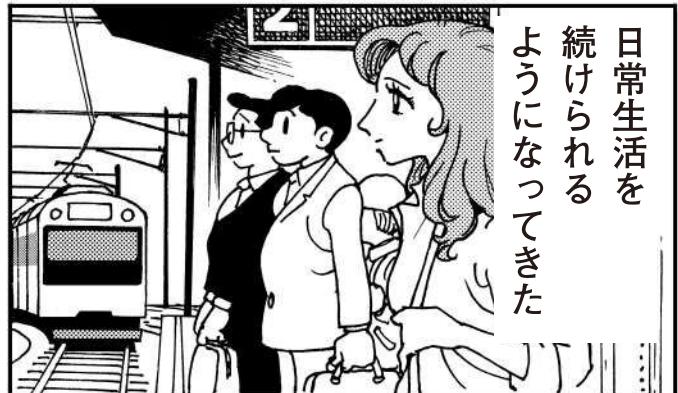
そして治療が
困難だった病気でも



病気を抱える労働者は
大きく増えている



日常生活を
続けられる
ようになってきた



病気になつても
働き続けられる
環境を当たり前に
しなければ
ならない…



だからこそ！



日本の未来は
明るいはずだ！

両立支援が
社会の常識になれば



そのためには
経営者の
リーダーシップ
そして…



周りの
理解が
必要なんだ



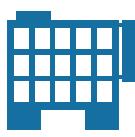


患者の悩みごとは多岐にわたる

家族



仕事



病気の見通し



子育て・教育費



住宅ローン



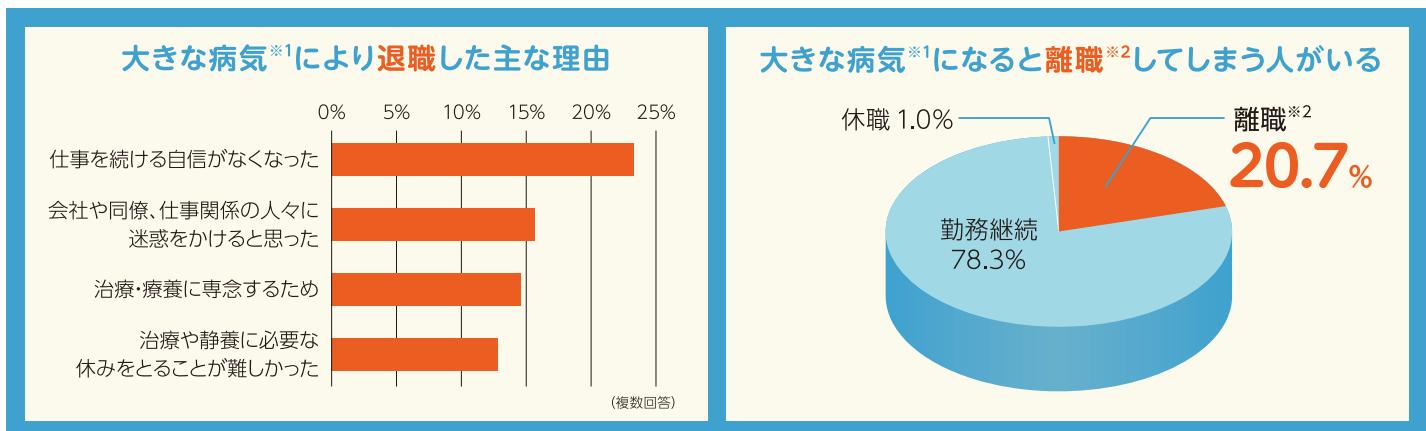
医療費



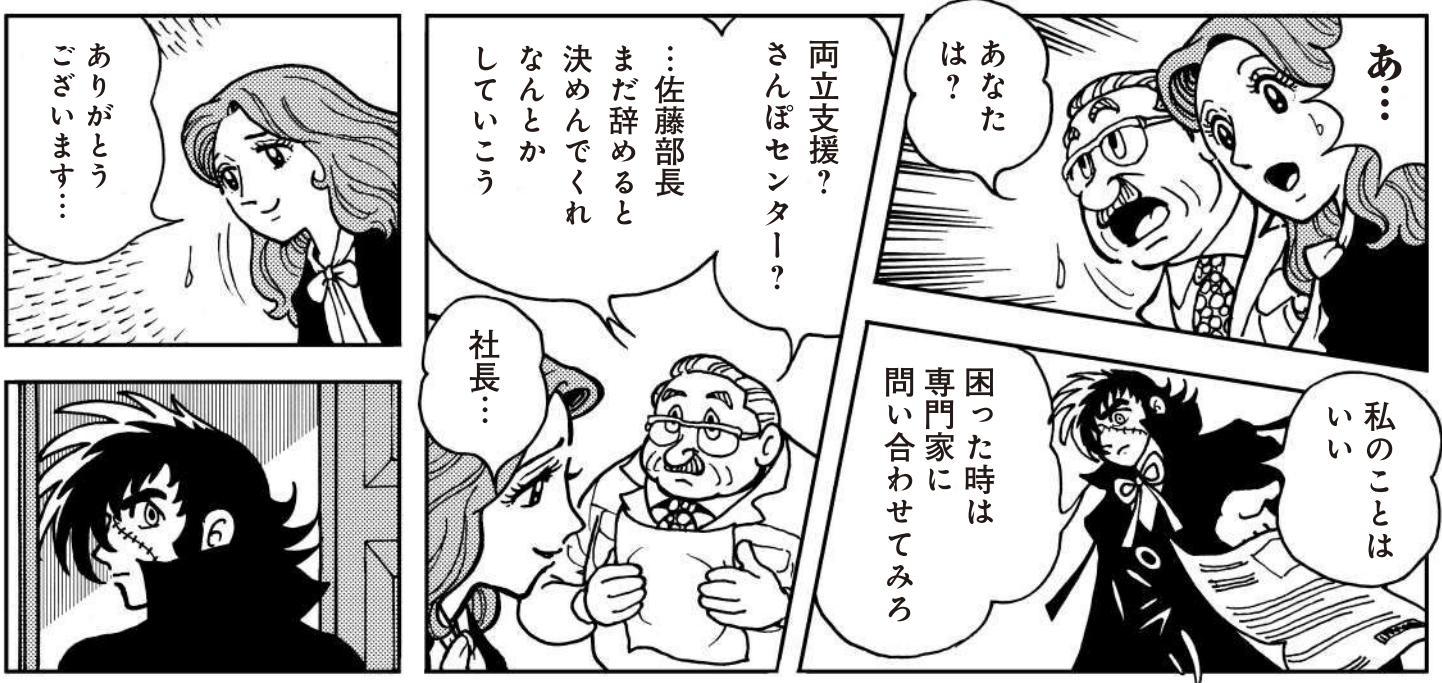
ひとりで決断をする必要はありません。
まずは会社の人事労務担当者にご相談して、
よりよい未来を模索しましょう。



患者さんお一人お一人の背景には日常生活の中でのいろいろな立場があります。結婚していれば夫や妻であり、子どもがいれば父や母であり、仕事をしていれば、上司や部下、同僚がいます。病状や治療のことだけでなく、生活費や教育費、仕事のことなど、様々な悩みが一度に沸き起こるのです。



*1がん、心疾患、脳血管疾患、肝炎、糖尿病、難病 *2依頼退職、退職勧奨、解雇など
労働政策研究・研修機構 調査シリーズNo.180「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査(WEB患者調査)」(2018)より労働者健康安全機構にて作成





後日

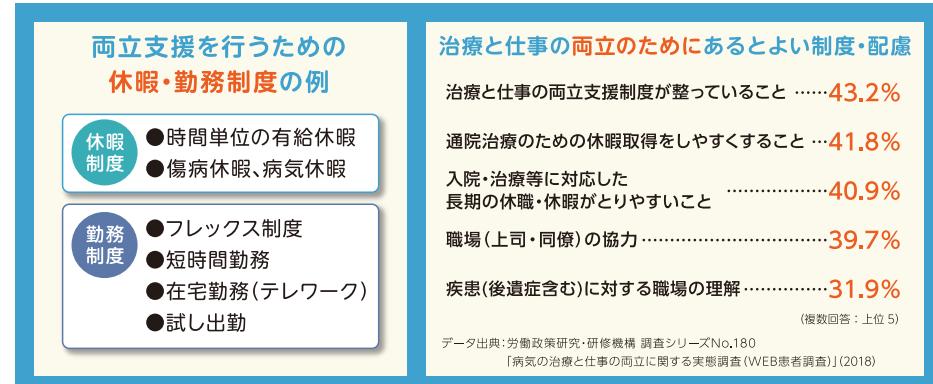
手術後の通院に配慮して
「短時間勤務制度」等を取り入れるのはいかがでしょうか?

47都道府県の
さんぽセンターでは

こちらのような
支援サービスを
無料で行っています
まずはお気軽に
お電話ください

- ①両立支援に関する相談、対応
- ②国が示す両立支援ガイドライン等の普及・啓発を目的としたセミナーの実施
- ③両立支援に取り組む企業からの依頼を受けて企業を訪問し両立支援制度導入をサポート
- ④労働者と企業の間における個別の調整支援



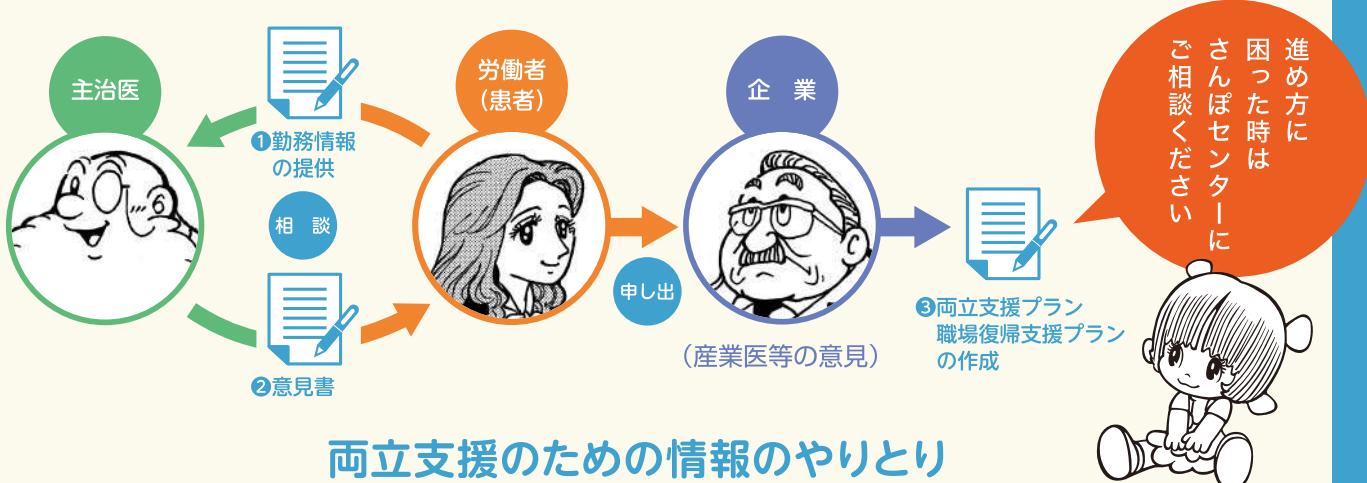


両立支援が社会の常識になれば！



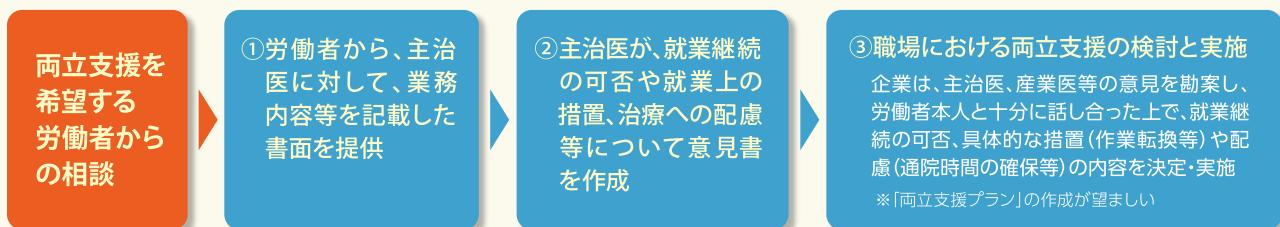
両立支援の進め方

事業場における治療と仕事の両立支援は、支援を必要とする労働者が企業に「申し出」するところから始まります。労働者が「相談」「申し出」をしやすいように、窓口の明確化や「申し出をしやすい職場の風土作り」が大切です。



両立支援のための情報のやりとり

①～③の情報のやりとりにあたっては、「ガイドライン」の「様式例」を活用することができます。



産業保健総合支援センター(さんぽセンター)では、治療と仕事の両立支援を無料でお手伝いします。

- 治療と仕事の両立支援のための普及・啓発・相談等の支援
- 産業保健関係者に対する専門的研修等
- 産業保健関係者からの専門的相談対応
- 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- 事業主・労働者に対する啓発セミナー



「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいのか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介しています。

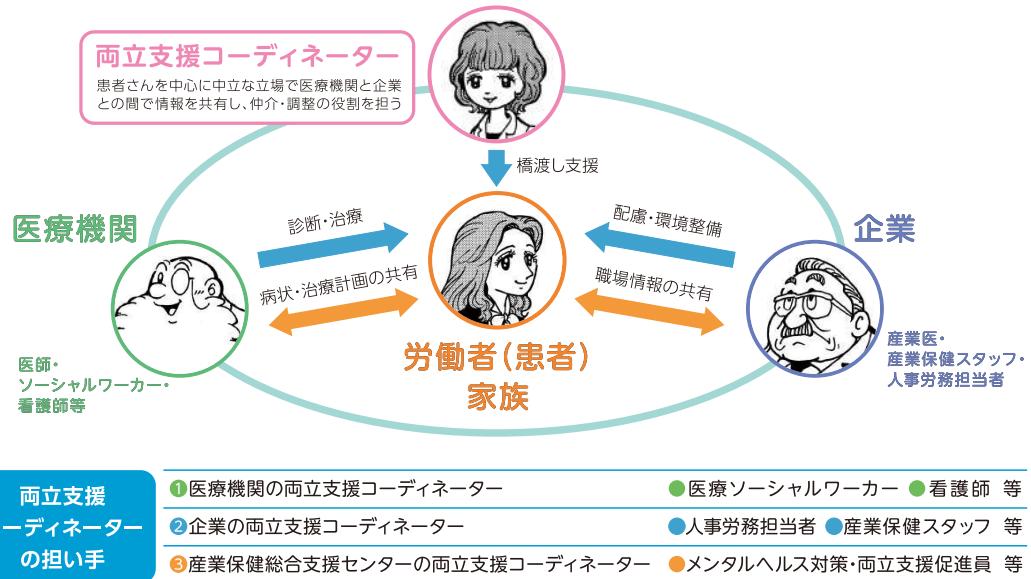
ホームページからガイドラインをダウンロードできます！
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>
(ページ内検索をご利用ください。)



労働者健康安全機構では、患者さん一人ひとりの治療と仕事の両立を支援するために
「トライアングル型支援」を推し進めています。

トライアングル型支援とは

治療と仕事の両立に困った時に、両立支援コーディネーターが労働者(患者)に寄り添いながら、継続的に相談支援を行いつつ、主治医・企業・産業医と連携・調整を行い、治療と仕事の両立プラン作成などの支援を進めていく仕組みのことです。



両立支援コーディネーターの養成



(さんぽセンター開催の事例検討会)

治療と仕事の両立に向けて、労働者(患者)・主治医・企業・産業医等の連携・調整を支援するため、両立支援コーディネーター基礎研修や事例検討会などを実施しております。ぜひ受講してみてください。



私たちは、「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービスの提供」を通じて、すべての人が健康で元気に働くことを目指しています。
お近くの産業保健総合支援センター(さんぽセンター)・労災病院でご相談をお待ちしております。

労働者健康安全機構ホームページ

<https://www.johas.go.jp/>



〈都道府県産業保健総合支援センターへのお問い合わせはこちら〉

サンポヲシロウ



0570-038046

平日9:00~17:00

